

# 第15章 一方的措置

## 1. ルールの概観

### (1) ルールの背景

#### ①定義

本章で定義する一方的措置とは、WTO協定等国際ルールに基づく紛争解決手続によらず、自国のみの判断で、制裁措置 (retaliatory measures) として関税引上げ等の貿易措置を発動することをいう。

#### ②一方的措置を巡る歴史

これまで、一方的措置として問題になってきたものの多くは、米国の措置である。EUやカナダも何らかの形でこれに類似した手続を有しているが、それらは米国の一方的措置への対抗的措置として導入されたものであり、限定されたケースについてのみ発動するよう手続が整備されているとともに、運用面においても、慎重に実施されている。米国の戦後の通商政策を見てみると、1974年の通商法の成立を分岐点に、2つの時期に大別される。

1970年代以前は、1962年通商拡大法による大統領への大幅な通商権限委譲により、ケネディ政権下で大幅な関税引き下げによる貿易自由化が推進される一方で、エスケープ・クローズ (セーフガード措置規定) の適用の厳格化等、貿易自由化の原則を貫き、貿易自由化によって生じた被害に対する救済措置をあくまでも例外的なものとする試みが推進された。但し、国務省の主導では国内の各利益集団の利害が交渉に反映されないとの不満により、合衆国通商代表 (USTR: United States Trade Representative) の前身である通商交渉特別

代表 (STR) の新設等、1974年通商法成立の下地となる傾向も、徐々に芽生えつつあったと言える。

1970年代に入って、米国の貿易収支は悪化の一途を辿り、1971年には20世紀に入って初めての貿易赤字となった上、石油危機による追い打ちもあり、企業や労働組合は議会に対して貿易救済措置の発動要件の緩和を求めるなど、保護主義的な圧力を強めていった。このような経済情勢を背景に、エスケープ・クローズの発動要件を緩和すると同時に、外国の不公正貿易政策について制裁措置権限を大統領に与える301条他の項目が盛り込まれた、1974年通商法が成立したのである。

更に、1980年代後半には、レーガン政権下で米国が巨額な貿易赤字を抱えたことから、ゲッパート修正条項 (Gephardt Amendment) に象徴される貿易赤字相手国に対する議会の不満が募った結果、1988年包括通商競争力法が成立した。本法は、米国が不公正と判断する外国政府の行為・政策・慣行に対する制裁措置の発動について、大統領の裁量権を狭め、USTRに権限を大幅に委譲すること、また、いわゆるスーパー301条を新設 (2001年に失効) して、外国の不公正措置に対して調査から制裁発動までの手続を自動化することを規定しており、米国が一方的措置をとりやすくした。

上述のように、米国は、1988年包括通商競争力法によって改正された1974年通商法301条に典型的に見られるいわゆる一方的措置を、他国との通商交渉を有利に進めるための威嚇手段として利用してきた。すなわち、他国の貿易政策・措置

について、WTO 協定等の国際的に認知された手続によることなく、自国の基準・判断に基づいて「(WTO 協定等) 国際的なルール違反である」又は「不公正な措置である」などと一方的に判定し、これに対抗する手段として制裁措置 (retaliatory measures) をとり、また、制裁措置の発動という威嚇を背景として他国の政策・措置の変更を迫ってきたのである。

### ③一方的措置が問題である理由

このような一方的措置は、第一に、多角的貿易体制を基本とする WTO の理念と基本的に相容れない。紛争解決了解 (DSU) 第 23 条では、WTO 紛争解決手続に基づかない一方的な制裁措置の発動を明示的に禁止している。多角的貿易体制は、それを規律する WTO 協定をはじめとする国際ルールを各国が遵守することによって成り立っており、そこで生じた紛争は、一方的措置を用いてではなく、国際ルールに基づく紛争解決手続によって解決されるべきである。

また、第二に、一方的措置の脅迫を背景とする交渉により成立した二国間の合意は、その内容が最恵国待遇の原則から逸脱したものとなる傾向があり、この点からも、一方的措置が WTO の目指す自由貿易体制にとって有用なものではないことは明らかである。

### ④一方的措置は正当化されない

一方的措置も場合により正当化され得ると主張されることがある。このような論者が挙げる理由は、(a) WTO 協定等の国際規範が実体的にも手続法的にも不完全であるから、これらの規範に対する反抗・不遵守 (disobedience) が正当化されるという主張と、(b) 信頼性のある制裁措置の存在が結果として自由貿易体制を維持するための担保機能を果たしているので、この措置は戦略的にも正当化されるという主張に帰着することが多い。

しかしながら、本報告書はこのような考えには

くみしない。「正当化される反抗 (disobedience)」の考え方については、まず (2) で詳述するように、WTO 協定の発効によって協定対象分野が拡大するとともに紛争解決手続が強化された結果、理論の根拠を失った。更に、そもそもそのような考え方は、制裁措置の応酬による一方的措置の悪循環を招来する危険があり、大国の恣意を許すことになるといった問題がある。また、「戦略的正当化」の考え方についても、紛争解決手続の整備によって、WTO によって制御された制裁措置が現在では存在している以上、もはやその根拠を失った。

更に、一方的措置は、当該措置を発動する国が原告と判事の二役を演じて「一方的」な判断によって発動されるため、当該判断において、発動国のみの利益という観点から恣意的に解釈、判断される可能性が高く、中立性、公平性が確保されているという保証は全くない。

## (2) 法的規律の概要

WTO 協定に係る紛争は、本来、最終的には WTO の紛争解決手続に則り解決が図られるべきである。この範疇に入る問題に関して、WTO の手続を経ずに、一方的な関税引上げ、数量制限等の制裁措置が発動されるようなことがあれば、経緯の如何を問わず当該措置自体が GATT 第 1 条 (最恵国待遇)、第 2 条 (譲許税率)、第 11 条 (数量制限の一般的禁止)、第 13 条 (数量制限の無差別適用) 等に違反することとなる。また、関税引上げ等の発動を前提とした威嚇により現実に生じる貿易歪曲効果が、GATT 上の利益の無効化・侵害となる場合もある。

なお、米国は、一方的制裁措置をとらざるを得ない理由として、手続の遅延等 GATT 紛争解決手続が効果的に働かないことを挙げていたが、WTO 協定においては、「紛争解決手続に関する規則及び手続に関する了解 (DSU)」等によって期間制限や手続の自動性が規定され、迅速な解決が保証された。

その結果、紛争解決手続の非効率を理由として、

そこから逸脱することを正当化することはできなくなった。

### WTO 紛争解決手続における規律

更に、WTO 紛争解決手続の下では、以下のような規律がなされ、WTO 協定のカバーする範囲内での一方的措置は禁止された。

#### ① WTO 紛争解決手続に準拠すべきことの明示化

WTO 協定上の利益が害されたか否かの判断は、WTO の紛争解決手続でなければ行えないことが明文化され、それによらない一方的措置の禁止が明文化された (DSU 第 23 条)。したがって、こうした手続に反する一方的措置の実施は、理由の如何を問わず WTO 協定違反となる。すなわち、(a) 他国の WTO 協定違反の措置の有無及び自国の WTO 協定上の利益の侵害の有無、(b) 相手国が WTO 協定違反の措置を整合化するために要する合理的期間、(c) 相手国が措置の整合化を行わない場合に発動する制裁措置の程度のそれぞれに関し、各加盟国が一方的に判断してはならないことが規定された (DSU 第 23 条)。

従来の GATT においても、GATT 上の紛争の解決については、GATT の紛争解決手続によるべきこと自体は当然の前提であったが、WTO 設立にあたりこの点が協定に明示されたことは大きな前進である。

#### ② 協定の対象分野の拡大

WTO 協定の発効に伴い、旧 GATT に比べて WTO 協定のカバーする範囲は、モノの貿易のみならずサービス、知的財産権の分野等にも拡大され、広範な分野において一方的措置の発動が禁止されることとなった。後述するように、米国は、通商法 301 条の対象をモノの分野のみならずサービス分野における市場開放や知的財産権の分野にも広げたが、WTO 体制の下では、TRIPS 協定や GATS 違反等にあたる行為について、米国が WTO の紛争解決手続を経ることなく一方的に措

置を採ることは許されない。

以上の①、②を踏まえ、一方的措置の発動類型について、措置発動の原因とされた紛争内容 (発動国は、相手国による WTO 協定違反や WTO 協定上の自国利益の侵害を問題としているか、WTO 協定でカバーされていない分野での利益の無効化・侵害、例えば、人権侵害などを問題としているか) と、発動される一方的措置の内容 (WTO 協定に違反する措置か、WTO 協定には違反しない措置、例えば、譲許税率の範囲内での関税引上げによるか) の組合せによって場合分けし、それぞれの場合と関連のある規律について整理すると図表Ⅱ-15 のとおりとなる。図で示されたように、(d) の領域以外については、DSU 第 23 条違反又は一方的措置自体の WTO 協定違反が問われることになる。

なお、(d) の領域のケースは、DSU 第 23 条違反又は一方的措置自体の WTO 協定違反を問われないことから、一方的措置の発動国が、実際は相手国の WTO 協定に関する措置に対するものであるにもかかわらず (実際は (a) 又は (b) の領域のケース)、名目上「相手国の WTO 協定違反」を発動の理由とせず一方的措置を発動することも想定できる。このような論法を認めれば、発動国は「相手国の WTO 協定上の問題を争っていない」と主張することにより、常に DSU 第 23 条違反を免れるという不合理な事態を招来するため、係争事案が WTO 協定上の問題か否かは、紛争処理手続に関するルールに照らして客観的に判断されるべきである。

<図表Ⅱ - 15>

		＜一方的措置の内容＞	
		WTO 協定違反	WTO 協定違反なし
＜紛争の内容＞	WTO 協定に 関係するもの	DSU 第 23 条違反／措置自体が違反 a	DSU 第 23 条違反 b
	上記以外	措置自体が違反 c	d

- (i) a 及び b については、相手国による WTO 協定違反、WTO 協定上の自国利益の侵害を問題とする以上、DSU 第 23 条により、必ず WTO の紛争解決手続を利用する必要がある、一方的措置は、DSU 第 23 条違反となる。更に、a については、措置自体の協定違反も当然問題となる。
- (ii) c については、当該措置自体が WTO 協定違反となる。
- (iii) d については、DSU 第 23 条違反や当該措置自体の WTO 協定違反の問題はないが（なお、その場合でも、措置が相手国の WTO 協定上の利益を侵害するようなことがあれば、非違反申立てによって訴えられる可能性はあり得る）、WTO 協定の対象分野の拡大により、上記②に関わる紛争内容の側面でも、また措置内容の側面でも、従来に比し、d の領域は大幅に狭まったものと言える。

### (3) 経済的視点及び意義

WTO の紛争解決手続によらない制裁措置の発動は、関税引上げ等の措置それ自体が貿易を歪曲するだけでなく、相手国による逆制裁を招く可能性が高く、制裁関税の競争的な引上げといった事態につながるおそれが極めて高い。また、一方的措置は、国内産業保護、輸出者利益といった国内の利害関係に基づいてとられる場合が多く、一度手続が開始されると、国内的理由からその中止や

撤回には困難が伴う場合が多い。

このように、一方的措置は、発動国・対象国双方の貿易を縮小させ、両国内の福利厚生に悪影響を与えるなど、双方の経済的利益を損なうものであることは明らかであり、引いては世界貿易の発展を阻害するものとなりかねない。我々は、1930 年代の報復関税の競争的な引上げによってもたらされた貿易の大幅な縮小と世界経済の停滞を想起すべきである。

## 2. 主要ケース

### (1) 日米自動車問題 (DS6)

WTO の下で加盟国に対する 301 条手続発動を扱う最初の事例となったものに、日米自動車問題がある。日本の自動車補修部品市場の規制に関して、米国政府は 1994 年 10 月 1 日に 301 条に基づき調査を行い、1995 年 5 月 10 日には制裁措置の対象となる行為が存在するとして「クロ決定」を行った。この決定を受けて米国政府は日本製高級車に対する 100% 関税の賦課という一方的措置を提示するに至ったため、日本政府は直ちに米国政府に対して GATT 第 22 条協議を要請した。

本協議において、我が国は米国による日本製高級車種のみを対象とした報復的な関税賦課について、最恵国待遇 (GATT 第 1 条)、関税譲許違反 (GATT 第 2 条) 及び一般的数量制限の禁止への違反 (GATT 第 11 条) 等を主張するとともに、

本件措置が WTO 加盟国による一方的な対抗措置の発動を禁じた DSU 第 23 条に違反する旨主張した。DSU 第 23 条は、WTO 協定でカバーされる紛争について、WTO における解決を図らず 301 条のような一方的措置で解決しようとすることを禁じているため、本件について米国が、当該 301 条に基づく「クロ決定」はあくまで 301 条手続の中で「不合理かつ差別的」と国内法上の要件を認定したのであって、「WTO 協定違反である」と判断した訳ではないから両者は概念的に異なり、DSU との整合性は問題とならない旨主張する懸念があった。しかし、上記のような論法を認めれば、一方的措置を発動する国が明示的に「WTO 協定違反」を理由としない限り、DSU 第 23 条違反は生じないこととなってしまう、不合理である。また、本件においては米国政府自身が WTO 事務局

長に対日 WTO 申立てを予告した 1995 年 5 月 9 日付け書簡の中で、「(日本の) 過剰で複雑な規制が大半の整備業務を国内部品メーカーと密接に結びつけた指定整備工場に向かわせている」と述べた上、WTO・TBT 協定(第 2 条第 2 項、第 5 条第 1 項)の文言をそのまま用いて当該規制は「不必要な障害を国際貿易に生じさせるもの」と述べていたことから、米国が、日本の自動車補修部品市場の規制は WTO 協定でカバーされる問題と認識していたことは明らかであった。いずれにしても、一方的措置の対象となった問題が WTO 協定でカバーされる紛争に当たるか否かは、最終的に当事国ではなくパネル等の判断に委ねられるべきであろう。

本件は最終的には WTO における協議とは別に行われた二国間協議によって決着が図られたが、紛争が WTO に付託され、国際社会の監視の下で協議されたことは、貿易戦争を回避しつつ国際ルール整合的な決着を図る上で大きな効果があったと言える。特に、本件について討議した 1995 年 5 月の WTO 紛争解決機関(DSB) 会合においては、米国が一方的な関税引上げを予告したことについて、延べ 30 か国近い加盟国から例外なく批判が寄せられ、WTO 紛争解決手続を用いるよう一致した意見が寄せられた。このような多国間会合における国際世論が本件の解決に果たした役割は大きい(日米自動車協議の発端となった米国による日本企業への外国製品購入要請については、「資料◆「外国政府が日本企業に対して直接外国製品の購入を要請することについて」(1995 年版不公正貿易報告書 付論Ⅲ)」を参照)。

## (2) 日米フィルム問題 (DS44)

本件は、米国政府が、我が国に対し 301 条の下での二国間交渉を求めたところ、我が国が米国通商法 301 条の下での二国間交渉に応じないという立場を堅持した結果、WTO 紛争解決手続に委ねられることとなった事例である。米国は、WTO では、消費者用写真フィルム及び印画紙に関する日本政府の行為につき、GATT 第 23 条 1 項 (b)

の非違反申立て(措置それ自体が WTO 協定に違反するかどうかは別として、その措置が他国の協定上の利益を無効化・侵害しているとの主張)を中心に申立てを行ったが、パネルは米国の主張をすべて退けた。

なお、日米フィルム問題においては、米国は、1998 年 2 月に日本政府の WTO パネルに対する主張を「約束(コミットメント)」とみなし、日本政府がこれを遵守するかを監視する旨を発表した。これに基づいて、米国政府は同年 8 月に第 1 回、1999 年 6 月に第 2 回モニタリングレポートを発表しているが、その後レポートの発表はない。日本政府のパネルに対する主張は、過去及び現在の事実関係及びその法的評価の主張である。米国政府がこれを将来の政府措置についての国際的な「約束」と性格付けることは適切ではない。

## (3) EU—バナナ問題 (DS27)

EU は、EU と ACP 諸国(アフリカ、カリブ海、太平洋諸国)との間に締結しているロメ協定に基づき、バナナの関税割当制度について、ACP 諸国産のバナナを優遇する特惠措置を採用している。WTO のパネル・上級委員会は、現行の EU バナナ輸入制度が最恵国待遇等に違反するとの判断を下しており、EU は勧告に従って 1999 年 1 月 1 日までに関係する措置を是正する旨を表明したが、EU の提案はいずれも申立国(米国、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ)に受け入れられず、1999 年 4 月から米国による制裁関税が課されていたが、2001 年 4 月の米・EU 及び EU・エクアドル合意により、同年 7 月より米国による制裁関税は解除された。以下に EU バナナ問題の簡単な経緯とその問題点を紹介する(本パネル・上級委員報告の内容については第Ⅱ部第 1 章「最恵国待遇」、ロメ協定との関係については第Ⅱ部第 16 章「地域統合」を参照)。

### ① 経緯

WTO の勧告に従い、EU は 1998 年 7 月と 10 月

の2回に分けて勧告の実施案を提示したが、申立国はこれを認めず、1998年12月にはEU及びエクアドルの双方が新制度のWTO整合性を巡り、紛争解決了解（DSU）第21条第5項に基づき原パネルの設置を要請した。

一方で米国は、国内の利害関係者の議会への強い圧力を受け、1998年10月に、EUがバナナ輸入制度をWTO整合的に改正しない場合には、DSU第22条に基づき、国内的には通商法301条の手續に従って、EUに対して制裁を発動する旨決定した。これに対し、EUは、米国がDSUに定める制裁を発動するためには、DSU第21条第5項のパネルによる判断が必要であると主張し、更に1998年11月には、米国の通商法301条関連措置がDSU第23条（一方的制裁の禁止）に違反するとして、別途、WTO協議要請を行った。米国は1998年12月に通商法301条に基づく制裁リストを発表、EUからのハンドバッグやカシミア製品等の品目総額5億2千万ドル相当の輸入に対し制裁関税を課すことを明らかにした。本件は、米・EUの合意により仲裁に付され、1999年4月6日、WTOは制裁額を決定するための仲裁の結果を発表し、米国が要求していた総額5億2千万ドルの制裁措置のうち1億9,140万ドルまでを承認、これを受けて米国政府は制裁リストを確定した上で3月3日に遡って正式に制裁関税を徴収することを発表し、4月19日のDSB会合において米国のEUに対する制裁発動が承認された。その後、EUは、2000年12月に新制度として先着順方式（first come, first served system, EU市場に優先的にバナナを輸出する業者に対し、関税割当内でバナナ輸入のライセンスを与える制度）を発表、本関税割当制度を2001年4月より施行し、遅くとも2006年には関税のみの制度に移行することを提案し、2001年4月、米とEU並びにEUとエクアドルは長年にわたるバナナ紛争の解決に向けて合意に達した。同合意内容は、EUは2001年7月1日から過渡的な措置としてライセンス制度を実施し、2006年1月に関税のみの制度に移行するというものであり、EUは予定どお

り2001年7月にライセンス制度を実施した。これを受けて、米国も同年7月1日より1999年以来実施してきたEUに対する制裁措置を解除した。なお、本件はその後DSB会合の議題として取り上げられ、2001年のEUと米国及びエクアドル合意の有効期限である2005年末迄の関税一本化の実施に向けて議論が行われてきた。2005年に入り、EUは、バナナの輸入を「従量税230ユーロ／mt＋関税割当なし」とすることを提案。これに対し関係国は、新提案は第三国産バナナの輸入を制限する可能性があるとしてEUと交渉を行ったが、調整はつかず、同年3月及び4月、中南米の9か国（コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パナマ、ベネズエラ、ニカラグア、ブラジル）がDSUに基づく仲裁手続の開始を申請した。同年8月、仲裁パネルは、従量税額の算出方法の不適切性及びACP諸国への適切な対処の欠如を理由に同案を棄却。これを受けてEUは、同年11月末、「従量税176ユーロ／mt＋77万5千t無関税枠（ACP諸国）の導入（2006年1月）」を発表したが、中南米3か国（ホンジュラス、ニカラグア、パナマ）は、同提案はパネル上級委による勧告やその後の仲裁判断等に反するとして、11月30日、DSU第21条第5項に基づく履行確認のための二国間協議要請を行った。その後2006年に入り、エクアドルが改めて履行確認のための協議を要請。2007年2月にはDSU21条第5項に基づく履行確認パネル設置を要請し、同年3月に履行確認パネルが設置され、2008年4月、EUによりDSB勧告と裁定の履行がなされていないとする履行確認パネル報告書が配布された。一方、米国も、2007年6月、DSU21条5項に基づく履行確認パネルの設置を要請し、同年7月には履行確認パネルが設置され、2008年5月にEUはDSB勧告と裁定の履行を行っていないとする履行確認パネル報告書が配布された。2008年8月、EUは、これら履行確認パネル報告書を不服として上訴したが、同年11月、上級委員会は、EUに対してバナナ輸入制度をWTO協定整合的に是正するよう勧告した。

2009年12月、EUは、中南米諸国との間でバナナ問題に関する歴史的な合意に達したと発表し、2010年1月にはエクアドルとの間でも合意に達したとして、本件をDSB会合の議題から落とすことになった。2012年11月、すべての当事国はDSU36条に基づく「相互に合意された解決」を通報した。

## ②本ケースのWTO協定上の問題点

### (a) 紛争解決了解(DSU)第21条第5項と第22条の関係

紛争解決了解(DSU)第22条は、DSBの勧告が実施されない場合に、関係当事国がDSB(紛争解決機関)の承認を得て、制裁措置(代償及び譲許の停止)をとることができる旨規定している。DSBにおける承認にはネガティブ・コンセンサス方式がとられるため(注:第Ⅱ部第17章WTOの紛争解決手続「1. WTO紛争解決手続の概要」参照)、関係国が異議を述べて仲裁に付されない限り、事実上自動的に制裁措置の発動が決定されることになる。

本件でEUは、第22条の制裁措置を発動するには、第21条第5項に基づき原パネルが勧告実施案のWTO協定整合性をクロと判断することを前提条件とすべきことを主張し、一般理事会に対して公定解釈を求めた。現行DSUには、第21条第5項と第22条の関係を示す規定はないが、一方の当事者が勧告実施のために採る措置を、他方の当事者が勧告実施にあたらなると一方的に判断して制裁措置をとることは、DSU上認められないと考えられ、このような場合、まずDSU第21条第5項に基づき当該紛争を扱ったパネルに付託すべきとの考え方が有力である。本件については、DSU見直しの議論の中で検討された結果、我が国がイニシアティブをとって取りまとめたDSU改正提案(2001年11月に一般理事会に提出)に、第21条の2の条文の新設として盛り込まれている。その後、ドーハ閣僚会議以降のDSU見直しの議論において、EU、日本等からこの点についての改正案が提出されている。

一方、DSU第21条第5項によるパネルの判断を第22条の制裁措置の発動のための要件として厳格に位置づけると、敗訴国が勧告実施案の改善が不十分な場合、再度原パネルへの付託を繰り返すことになり、第21条第5項の手続が永遠に繰り返されるという手続上の問題は残る。

### (b) 米国のEU製品に対する輸入措置パネル

米国のEUに対する制裁関税賦課につき、DSBによる制裁承認は1999年4月19日であったにもかかわらず、米国は当初の制裁承認予定日であった3月3日より預託金の上乗せを実施し、事実上3月3日に遡る制裁を行った。EUは、本措置はDSU23条ほかに違反するとして1999年5月にパネル設置を要求、2000年7月にEUの主張をほぼ認めるパネル報告書が配布されたが、EUは本パネルの判断に不服な点があるとして、2000年9月に上級委員会に申立てを行った。2000年12月に上級委員会報告書が配布されたが、ここでは、3月3日の措置と4月19日の措置は別個のものであり、3月3日の措置は今や存在しないので、米国が是正すべき事柄はないとして、その点についてはパネルの判断を覆した。但し、DSBの承認を得ることなしに実施された米国の一方的措置である3月3日の措置はDSU第3条第7項等に違反するとしたパネルの判断自体は、上級委員会も支持している。また、DSU第21条及び第22条手続の先後関係については踏み込んだ判断を行わなかったが、第22条6項による仲裁人が勧告実施のWTO整合性につき判断を行う(第21条第5項の役割)ことができるとしたパネルの判断は誤りとしており、これらの上級委員会の判断については日本としても評価できる。

EUバナナ問題と同様に、WTO紛争処理手続上の履行の確保と米国通商法301条における一方的な制裁措置について問題となったケースとして、EUホルモン牛肉問題が挙げられる。同ケースの内容については、第Ⅱ部第11章「基準・認証制度」を参照。

## (4) 米国通商法 301 条 (DS152)

第Ⅰ部第3章「一方的措置・域外適用 (1) 1974年通商法 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1301 条による修正後の手続) 及びその他の関連条項」を参照。



### EU の類似措置

#### 貿易障害規則 (TBR)

EU では、米国の 301 条手続に類似するものとして、貿易障害規則 (TBR : Trade Barriers Regulation) が存在する。この措置は、「国際貿易ルール、中でも WTO 体制下で確立されたルールに基づく共同体の権利の行使を保証するための共通通商政策の分野における共同体の手続を定める理事会規則」(No.3286/94) によって 1994 年 12 月に導入されたものである。

そもそも、EU は、共通通商政策の範囲内の措置であればローマ条約 (1999 年アムステルダム条約によって最終改正) 133 条 (旧 113 条) により貿易上の制裁措置を採ることができると考えられるが、これに関して欧州理事会は 1984 年 9 月「違法な通商慣行に対する制裁措置について共通通商政策を強化することに関する理事会規則」(No.2641/84) を採択し、制裁措置を採るための手続的枠組みとして創設したのが新通商政策手段 (NCPI : New Commercial Policy Instrument) であった。TBR は、WTO 協定実施の一環として、旧制度である NCPI を大幅に改組したものである。

TBR は、外国市場開放の促進を意図している点で米国通商法 301 条と共通するものの、WTO 協定をはじめとする国際通商ルールに基づき申立てを行うことができるような相手国の貿易政策・措置を対象としており、また調査開始から措置決定までの期間が特定されない点、更に上記のように国際的な紛争解決手続の結果に拘束されるなど、より WTO 整合的となっており、DSU で禁止されている「一方的措置」に直接該当するとは言い難く、「ルール志向」という本報告書の精神にも合致する点は、むしろ積

極的に評価すべきであるとも言える。

本制度の概要は以下のとおりである。

#### ①内容

TBR は、域外国の不正貿易慣行から欧州企業を保護するという従来からの目的に加え、欧州企業の域外国市場での活動を支援することも目的としている。

本制度に基づき、①共同体産業 (a community industry)、②個別企業、③ EU 加盟国は、「貿易に対する障壁 (obstacles to trade)」について、共同体の利益又は個別企業の利益に基づいて、欧州委員会に調査の申立てを行うことができる。

(注) 旧制度 (NCPI) からの主な変更点は以下のとおり。

- (a) 申立ての対象となる域外国の措置は、NCPI では「違法な商業慣行 (illicit commercial practices)」とされていたが、TBR は「貿易に対する障害 (obstacles to trade)」の概念を導入、「域外国が採用・維持している貿易慣行で、通商ルールがそれについて訴権を設定しているもの」と定義した。これによって国際貿易ルールとの関連が明確になり、「非違反」案件も対象とされることとなった。
- (b) WTO 協定の成立で、サービスや知的財産権の分野にも通商上の原則が確立したことにより、サービスや知的財産権の一部も申立ての対象に含まれるようになった。
- (c) 域内個別企業が個別企業の利益に基づいて申立てを行うことを認めたことにより、EU が

らの輸出に対する制限的措置について、個別企業が手続の利用主体となることがより容易になった。

申立てを受けた欧州委員会は、通常45日以内に調査開始を決定し、5か月（複雑な案件は7か月）の期間内で損害の調査を行う。調査の結果クロと判断された場合には、欧州委員会は当該措置を国際的な紛争解決手続（主にWTO紛争解決を想定）に付託する。国際的な紛争解決手続において当該措置に違法の判断が下され、被申立国に措置の改善が見られない場合、欧州理事会は、欧州委員会の提案に基づいて30日以内に制裁措置を採ることを決定する。

なお、一連の手続の中の欧州委員会及び欧州理事会の行動（手続開始の拒否を含む）の是非については、申立者及び関連団体は、EUの司法審査制度の

下で争うことができる。

本制度でEUがとり得る制裁措置とは、関税の引上げ、数量制限の導入のほか、当該域外国との貿易に影響を与えるあらゆる措置を指す。TBRでは、制裁措置の決定以前に、国際的な取決めによる紛争解決手続を尽くすことが義務づけられているときはその手続を尽くし、かつその結果を尊重することとされている。更に、WTO紛争解決手続の強化を受けて、国際紛争解決機関に対して制裁措置の許可を申請した場合には、許可された内容に沿った措置を採ることが特記されている。

#### ②発動事例

近年、TBRで取り上げられた案件については、2014年版不正貿易報告書第Ⅱ部第15章（一方的措置）コラム EUの類似措置を参照のこと。

